



# みまつ

巨理町立長瀬小学校  
令和5年4月10日  
全校児童数 98名

巨理町立長瀬小学校ホームページ <https://www.watari-edu.jp/nagatoro-e>



## 令和5年度 学校教育目標

今年度の長瀬小学校の学校教育目標等をお知らせします。全職員一丸となって目指す子どもの姿に迫ることができるよう指導を行ってまいります。

(1) 学校教育目標 … 心身ともに健康で人間性豊かな児童の育成  
～かしこく・やさしく・たくましく～

(2) 目指す学校像

- 子供が喜んで登校したくなる学校
- 学習環境が整えられ、学習意欲を高める学校
- 地域や家庭に開かれ、期待や信頼に応える学校

(3) 目指す教師像

- 地域を理解し、教育に全力を尽くす教師
- 協働により「チーム長瀬」を築いていく教師
- 研修を深め、能力を高める意欲を持つ教師

(4) 目指す児童像

①進んで学ぶ子(かしこく)

- ・基礎・基本が身についた子供に育てます。
- ・活用する力を育てます。
- ・言語環境を整え、読む力を育てます。

②心やさしい子(やさしく)

- ・友達や家族を大切に考え、心のこもった挨拶ができる子供を育てます。
- ・一人一人の気持ちや特徴を理解し、支え合うことの大切さを考えさせます。
- ・自分を取り巻く「人」「もの」「こと」に感謝する気持ちを育てます。

③たくましい子(たくましく)

- ・根気強く頑張る子供を育てます。
- ・健康な体の維持に努める子供を育てます。
- ・どんなときも、自分の命は自分で守る力を育てます。



今年度の学校経営方針等については、4月22日(土)に実施予定のPTA総会の折にご説明させていただきます。

保護者の皆様、地域の皆様と、目指す子供の姿を共有し、協働で長瀬の子供たちを育てて参りたいと考えております。お子さんのことでお気付きの点がありましたら、いつでも学校へご相談ください。養護教諭、教務主任、主幹教諭等、担任以外の職員も随時相談を受け付けております。



## 「生活のしおり」から・・・

子供たちには生活のしおりを使って生活指導を行っています。学校外の生活については、下記のとおりです。ご家庭でもご確認いただき、ご指導をお願いいたします。

### ---☆学校の外で・・・☆---

- 遊びに行くときは、「だれと、どこで、なにをして遊ぶのか」を家の人に言ってから出かけます。
- よぶんなお金は持って行かないようにします。
- 火遊びや線路への置き石などは、ぜったいにしません。
- 自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶって、交通ルールをまもり、とびだしはぜったいにしません。
- 11～12月は、午後4時半には家に帰ります。それ以外の日は、午後5時までに家に帰ります。
- 大人の人のいない友達の家では、遊びません。
- スマホ、ケータイには必ずフィルタリングをかけましょう。(家で決めた約束も守りましょう！)
  - ・1～3年生は、夜8時から翌朝7時までは、スマホ・ケータイを家の人に預かってもらいましょう。
  - ・4～6年生は、夜9時から翌朝7時までは、スマホ・ケータイを家の人に預かってもらいましょう。
- 毎週水曜日はノーゲームデーです。



※児童の携帯電話については、学校への持ち込みは原則禁止です。ご家庭の事情でどうしても持ち込みが必要な場合は、担任へご相談ください。(申請書の提出と許可が必要です。)

## いじめ防止について

いじめは絶対に許されない行為であり、本校の子供たちがいじめの被害者・加害者にならないようにし、楽しく豊かな学校生活を送らせていきたいと考えています。本校の「いじめ防止基本方針」は、本校ホームページで公開しておりますのでご確認ください。

お子さんの様子でちょっとおかしいと感じた場合は、すぐに担任までお知らせください。インターネットの普及や、スマートフォン等の情報機器が身近になったことにより、いじめの構造が複雑化し、見えにくくなっているケースも見られます。SNSを介した友達とのやり取りなどは、大人の目に触れにくく、いじめの発見が遅れることがあります。SNSについては、ご家庭でルールを定め、困ったときにはすぐに大人に相談できるように、普段から話をしていくことが大切です。学校でも折に触れて指導してまいります。ご家庭でもご指導をお願いいたします。

## 交通安全について

宮城県自転車安全利用条例が2021年4月に施行されています。自転車に乗る人の責務として、次の点が明記されています。

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| ・交通法規の遵守     | (自転車も交通法規をきちんと守る)     |
| ・歩行者への安全配慮   | (自転車乗車中も、歩行者保護の義務がある) |
| ・ヘルメットの着用    | (ヘルメット着用で頭部を保護し命を守る)  |
| ・自転車の定期点検と整備 | (整備不良の自転車には乗らない)      |

また、自転車損害賠償保険への加入(利用者が子供の場合は保護者の加入)が義務付けられています。万一、自転車側の責任で相手にけがをさせた場合、高額な賠償が請求される例が見られます。十分に気を付けていきたいものです。

